

平成26年度第1回

尾張北部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

26. 8. 6(水)14:00～15:12

発 言 者	内 容
<p>事務局 春日井保健所次長</p>	<p>お待たせいたしました。 定刻になりましたので、尾張北部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。 司会を務めさせていただきます春日井保健所次長の山本と申します。よろしくお願いいたします。 本日のこの会議の所要時間につきましては、概ね1時間半程度を目途にさせていただきますと思っています。 それでは、会議の開催に当たりまして、春日井保健所長の木村から挨拶をさせていただきます。</p>
<p>春日井保健所長</p>	<p>本日は、暑い中、またご多忙中の中、当会議にご出席いただきありがとうございます。 本日の会議は、議題として「介護保険施設の整備計画について」、また報告事項として「病床整備計画について」始め8題を予定してございます。1時間30分という短い時間の中ではございますが、意義ある会議にしたいと思っておりますので、積極的に御意見をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>司会(次長)</p>	<p>ありがとうございました。 では、次に、資料の確認をさせていただきます。 本日、お手もとに配布させていただきましたのは「配席図」と資料番号はありませんが、「新たな財政支援制度に関する資料」、それから「連携拠点推進事業における補助事業者の取り組み状況」、他に会議資料ではございませんが、春日井保健所、江南保健所の事業概要と愛知県医療圏地域保健医療計画をお配りしております。 それ以外につきましては、事前にお送りさせていただいております。確認しますと、「会議次第」、「会議の開催要領」、「出席者名簿」、「資料の1から9」となっております。 以上でございますが、不足等がございます方、いらっしゃいましたらお申し出ください。よろしいですか。 本日の出席者のご紹介につきましては、時間の都合もございませぬので、従前より構成員でおられます皆様方につきましては、誠に申し訳ございませんが、配席図に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 なお、今年度役員改選等に変更となりました春日井市医師会長の福井様と愛厚ホーム小牧苑長の酒井様のお二方におかれましては、ご挨拶をいただきたいと思っております。 それでは、福井様から、よろしくお願いいたします。</p>
<p>春日井市医師会長(福井)</p>	<p>6月から春日井市医師会長となりました福井です。今までの執行部が10年間続きましたので、全員入れ替わりしましたので、不慣れな点もあるかと思いますが、とても大事な案件でございますので、医師会としてもしっかり取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。</p>

司会(次長)	ます。
愛厚ホーム小牧苑(酒井)	ありがとうございます。続きまして、酒井様よろしく申し上げます。 4月から愛厚ホーム小牧苑の延長となりました酒井です。3月までは、県の職員でございまして、定年退職して小牧苑に勤務しております。2年間になると思いますが、よろしく申し上げます。県の職員では、税務職員で42年間勤めてまいりました。一番長く仕事をしておりましたのは徴収です。畑違いですが、勉強させていただいた上で、安心安全な施設の運営に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。
司会(次長)	ありがとうございます。 それでは、会議に入らせていただきます。会議の議長につきましては、当会議の開催要領第4条第2項により出席者の方の互選により決定することとなっております。 僭越ではございますけれども、本会議の議長につきまして、事務局の方から御提案させていただきますのでよろしいでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 本会議は、地域における保健・医療・福祉に関する施策の総合的な検討、地域における意見集約の場として位置づけられたものでございます。 日頃から各分野でご尽力いただいております春日井市医師会で、このたび会長となられた福井会長さんに議長の労をお取りいただけたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。 (異議なしの声)
司会(次長)	ありがとうございます。 御賛同いただきましたので、議長を春日井市医師会長の福井先生にお願いすることといたします。 それでは、福井先生、よろしくお願ひいたします。
議長	当会議の議長を務めさせていただきます春日井市医師会長の福井です。先ほどごあいさつ申し上げましたが、初めてのことでありますので、ご出席の皆様のご協力により議事を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。 御案内のとおり本会議は、尾張北部圏域における保健・医療・福祉に関する関係機関の連携を図ること及び意見等を集約することなどを目的として開催するものです。皆様には、忌憚のないご意見と会議の円滑な進行へのご協力をお願いしまして、私のあいさつとさせていただきます。
司会(次長)	ありがとうございます。 それでは議事に入りますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて確認をさせていただきます。本会議は、原則公開となっております。ただし、「愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題とする場合

<p>議長</p>	<p>又は会議を公開することにより運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。」と規定されておりますが、本日の議題に該当事項はありませんので、すべて公開にしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また、会議の内容につきましては、後日、春日井保健所のホームページに掲載させていただきますので、ご了承くださいるようお願ひします。</p> <p>それでは、これから議事に入りたいと思ひますので、議長さんよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、会議を進行させていただきます。皆様方の御協力をお願ひいたします。議題1「介護保険施設の整備計画について」、事務局から説明をお願ひします。</p>
<p>事務局(尾張福祉相談センター 西岡次長)</p>	<p>尾張福祉相談センター次長の西岡です。よろしくお願ひします。日頃は、福祉行政に格別のご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。それでは、議題1の「介護保険施設の整備計画について」を説明させていただきます。お手元の資料1の「介護保険施設の整備計画について」をご覧ください。今回、事業者から、介護老人保健施設指定の事前相談がございました。資料2ページの「介護保険施設整備の手続きについて」をご覧ください。本県では、特別養護老人ホームなどの入所型施設については、第5期高齢者健康福祉計画に基づき、計画段階で圏域ごとに整備枠を設けておりまして、整備を行う場合は事前に協議をいただくこととなっております。今回、事前協議がありましたことから会議にかけるものでございます。3の事前協議の流れについてですが、事前相談票の提出がありますと、整備予定の市町村に意見を聴き、圏域で研究会を開催し、調整を行うこととなっております。本日、この会議でご意見をお聴きしたのち、その結果を提出者に通知します。資料3ページの「尾張北部圏域の介護保険施設整備計画」をご覧ください。表の2段目が今回相談のありました介護老人保健施設であります。本圏域の介護老人保健施設の未整備枠は、36名となっております。資料1ページにお戻りください。相談内容につきましては、岩倉市の医療法人羊蹄会からの整備枠利用の事前相談です。この地域は岩倉団地を含む岩倉東部の地域でございまして、今後高齢者の増加が見込まれます。この地域に定員36名の介護老人保健施設の新設を行うものでございます。開設予定は、平成28年4月です。今回の相談内容は、整備枠の範囲内でありまして、圏域内の市町村の了解をいただいていることから、事務局としては承認が適当と考えております。ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、この件につきまして、御意見等ありましたら御発言をお願ひします。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、意見もないようですので、今回の計画については、事務局案のとおり進めることとし、県に報告することとしてよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとの声もありましたので、了承することといたします。</p> <p>では、続きまして、報告事項に入ります。まず、報告事項1「病床整備計画について」</p>

事務局(春日井保健所 西條主査)	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>春日井保健所の西條が説明させていただきます。資料2をご覧ください。26床の病床整備計画について、報告させていただくものでございます。</p> <p>まず、病床整備計画の手続について説明させていただきます。資料2の裏面をご覧ください。愛知県では、病院や診療所の病床の設置、病床数の増加にあたっては、医療法の許可に先立ち、事前協議制を採用しております。</p> <p>手続きの流れですが、中段の図をご覧ください。①で、計画者は、所定の期間内に計画書を保健所に提出します。②で、審査基準を満たしている案件については、保健所はその計画内容について、県庁（医療福祉計画課）へ送付します。保健所と県の審議で問題がなければ、この圏域会議と愛知県医療審議会の医療計画部会と審議会に報告します。計画の受付期間は年2回ありますが、今回は、第1回目の受付期間である本年6月16日（月）から7月4日（金）までの間に提出があった計画でございます。</p> <p>なお、この病床整備計画と次の報告事項の有床診療所の病床整備計画については、今までは議題としておりましたが、昨年度、県で行う医療審議会において、特に疑義がなければ事務の簡素化及び迅速化を図るため、報告事項でもよいのではないかとの意見があり、手続き上問題もなかったため、この4月に要領を改正したものであります。どちらも資料2、3の後ろに要領の新旧対照表を添付させていただきました。</p> <p>表面に戻って、下の表をご覧ください。</p> <p>この表は本年3月31日現在の基準病床数及び既存病床数の表になります。第1回目の病床整備計画については、この数字をもとに整備を進めるものです。なお、具体的には、整備する病床種別毎に、一番右の差引数の数字の範囲内で整備が可能ということになります。今回は一般病床の整備計画ですが、用いる数字としましては、「一般病床及び療養病床」の尾張北部医療圏の数を使いまして、一番右の差引数、カッコ内の26床の範囲内で整備が可能ということになります。</p> <p>なお、上段の55床との29床の差ですが、55のほうは医療法の許可まで手続きが既に済んでいるものだけを引いた空き数、26のほうは、昨年度承認された計画のうち、本年3月末現在でまだ医療法上の許可がでていなかった29床分も反映させた場合の空き数となります。</p> <p>ちなみにこの29床は昨年度第2回目のこの会議で承認されました（仮称）新小木南クリニック（現在名称 キッズ・ファミリークリニック）の19床と医療法人啓生会小牧クリニックの10床です。なお、現在は既に許可がおりております。</p> <p>それでは今回の計画の概要を御説明します。</p> <p>資料の上段をご覧ください。</p> <p>1番目は「（仮称 あいちせぼね病院）」であります。開設者は「医療法人全医会（ぜんいかい）」で、所在地は犬山市大字五郎丸となっております。</p> <p>この計画は一般病床26床の病院の新設計画となります。今回の開設理由としては、新しい技術と医療器具を用いて地域の患者をはじめ、全国からも患者を受け入れて脊椎にかかる幅広い医療を提供するとのことです。</p> <p>病院の規模ですが、鉄筋コンクリート造りの4階建て、病床26床は全て医療型の一般病床としており、28年4月開院予定となっております。</p>
------------------	---

議長	<p>建設用地につきましては、既に自己所有で問題はありません。資金計画につきましては、特に問題はありません。</p> <p>また、開院時の医療従事者数につきましても要件を満たしております。</p> <p>なお、この計画は医療法の施設基準、病院開設許可事務取扱要領上の基準について特に問題はありません。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>それでは、この件につきまして、ご意見等ありましたらご発言をお願いします。</p> <p>特にないようですので、続きまして、報告事項2「有床診療所の病床整備計画について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(春日井保健所 西條主査)	<p>引き続き、説明をさせていただきます。</p> <p>資料3をご覧ください。さきほど、この地域における病床の状況についてお話しさせていただきましたが、先の報告事項の26床をもって病床整備計画上の基準病床数に達したところであり、これ以上の増床は原則としてできませんが、中段の趣旨のところをご覧ください。医療法第7条第3項に基づきますと、資料下段から裏のページに記載のあります施行規則第1条の14の第7項に該当する診療所の場合は、知事許可ではなく届出により病床設置が可能となっております。</p> <p>資料の一番上段をお願いします。今回、申請のありました医療法人雄峰会のまのウィメンズクリニックの計画は、この届出により病床を設置するものであります。</p> <p>「まのウィメンズクリニック」の概要を申し添えますと、開設者は「医療法人雄峰会(ゆうほうかい)」で、所在地は春日井市松新町となっております。</p> <p>この計画は一般病床19床の産科、婦人科、小児科を標榜する診療所の新設計画となります。分娩も取り扱います。愛知県周産期医療情報システムへは、登録の確約書をいただいております。</p> <p>今回開設する理由としては、春日井市内での妊婦が分娩を小牧市で行うこともあり、春日井市南西地区に分娩施設を開設することで、春日井市内で分娩可能となる妊婦数が増え、地域医療に対する安心、信頼確保につなげ、地域医療に力を注ぐとのことでもあります。</p> <p>診療所の規模ですが、鉄骨造りの4階建て、病床19床は全て医療型の一般病床としており、27年3月開院予定としております。</p> <p>建設用地につきましても、問題はありません。資金計画につきましても特に問題はありません。</p> <p>また、開院時の医療従事者数につきましても要件を満たしております。</p> <p>事務の流れにつきましては、先ほどの病床整備計画と同じです。</p> <p>届出基準を満たしているかどうかについては、同事務処理要領の第2、3項で産科又は産婦人科を標榜していること、分娩を取扱うこと、愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨を確認できる書類を提出することの3つの基準が示されております。以上、いずれの基準も満たしており、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する診療所と認められます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議長	<p>それでは、この件につきまして、ご意見等ありましたらご発言をお願いします。 特にないようですので、続いて、報告事項3「地域包括ケアモデル事業について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(医療福祉計画課 上田課長補佐)	<p>資料4をお願いします。地域包括ケアシステムでございますが、昨年度もこの会議であいちの地域包括ケアを考える懇談会の提言の内容についてご案内をさせていただいたところでありますが、本日は、地域包括ケアモデル事業、それから今年の1月から取り組んでおります在宅医療連携拠点推進事業、この地域では尾北医師会が実施しておりますが、説明させていただきます。地域包括ケアについては、みなさんご存じのとおり、団塊の世代が75歳になる2025年であと10年あまりでございます、医療、介護、生活支援、それから予防、こういったものを地域と一体的に連携を進めていかなければなりません。先般の国会で、医療介護総合確保推進法が成立しましたが、その中でも医療法の改正や介護保険法の改正や消費税を財源とした新たな財政支援制度についても決まっております。</p> <p>2ページをご覧ください。地域包括ケアシステム構築に向けてのスケジュールからご説明させていただきます。地域包括ケアのあり方については、平成24年度に「あいちの地域包括ケアを考える懇談会」を設置し、検討を進めてきたところですが、昨年度、懇談会から「地域包括ケアシステム構築に向けた提言」が提出されました。その提言に基づき、今年度から平成28年度まで3年間かけてモデル事業を実施していくこととしており、終了後は県内全域にその取り組みを広げてまいりたいと考えております。3ページをお願いします。「地域包括ケアシステム構築に向けた提言」の内、特にポイントとなる関係者の役割とシステム構築の手順について、ご説明させていただきます。提言では、システム構築に向けて、地域の多様な関係者の期待される役割が記載されております。高齢者本人には、自ら健康づくりに励み、見守りなどの互助の支え手となっていただくことを期待しております。介護者については、自らの心身の健康に気を付け、介護者同士が経験を共有して相互に支えあっていただく。地域住民については、NPO、社会福祉協議会など、すべての住民が相互に支えあっていただくことが役割として示されております。先般の介護保険法の改正におきましても、生活支援サービスの充実強化が求められております。4ページをご覧ください。このページから7ページまで、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つの分野と調整のそれぞれのサービス提供者等の主な役割について、示しております。医療においては、地区医師会等医療関係者、介護においてはケアマネージャー等介護関係者、予防においては地域包括支援センターや市町村保健センター、生活支援においては社会福祉協議会、NPO等、住まいにおいてはサービス付き高齢者向け住宅を扱う法人等がここに記載してあるような、役割にご協力して頂くことが必要となっております。7ページをお願いします。地域包括支援センター、市町村、県保健所が調整機関として位置付けられておりますが、中でも市町村は、地域包括ケアシステムを構築する中心的な役割を担う立場となっております。</p> <p>次に8ページをご覧ください。</p> <p>システムの構築の手順としては、「地域の課題の把握と社会資源の発掘」、「地域の関係者による対応策の検討」、「対応策の決定・実行」、そしてまた、「地域の課題の把握と社会資源の発掘」に戻るといった、PDCAサイクルにしたがって進めていくことが重要です。</p> <p>次に9ページをお願いします。提言では、市町村の取り組みの参考となるよう、3年間のモデルとして、在宅医療提供体制の整備と医療・介護の連携において中心的な役割を果たす機関に着目した、都市部等を想定した地区医師会モデル、医療資源が乏しい山間部等を想定した訪問看護ステーションモデル、法人グループ等を想定した医療・介護等一体提供</p>

モデルが、また、今後大幅に増加することが見込まれる認知症への対応として認知症対応モデルが提示されました。このモデル事業は、今年度から、県から市に委託する形で実施していただいております。実施している市につきましては、地区医師会モデルは安城市、豊川市、田原市、訪問看護ステーションモデルは新城市、医療・介護等一体提供モデルは豊明市、認知症対応モデルは半田市、単年度モデルは岡崎市、豊田市、北名古屋市であります。なお、医療・介護等一体提供モデルにつきましては、豊明市と藤田保健衛生大学の連携によりモデル事業を実施していただいております。

次に10ページをお願いします。モデル事業の3年間の標準的な取り組みですが、1年目は、地域における他職種間のネットワークづくりを重点的に実施をしていきます。また、関係者の情報共有ツールとして、ICTの実施・検討を始めること等となっております。

2年目は1年目の取り組みを継続するとともに、高齢者が介護予防に参加しやすい取り組みを実施することとなっております。

そして、3年目は1年目からの取り組みを継続しつつ、生活支援サービスの充実や住まいの課題に対する具体策を実施すること等となっております。

なお、認知症対応モデルにつきましては、認知症対策にも積極的に取り組んでいただくこととなっております。

このモデル事業については、11ページになりますが、事業を実施する各市の具体的な事業計画・取組内容を、市町村担当者、地区医師会を始め地域包括ケアシステムに携わる関係者にお知らせする「地域包括ケアモデル事業説明会」を6月30日にウィルあいちで開催いたしました。それから、圏域会議などでもご紹介させていただいていきます。

最後に12ページですが、モデル事業の実施状況については、10月～11月にかけて中間報告会を開催することで、更なる地域包括ケアシステムの構築の促進を図っていき、最初にお話したとおり、モデル事業終了後の29年度以降は全県の取り組みにしていきたいと考えております。システムの構築には、ここにお集まりの皆様のご協力が必要となります。よろしくお願いたします。介護保険法の改正に伴いまして、平成30年度からは、市町村での取り組みが義務化されるということで、県としてもモデル事業をはじめ、いろいろな取り組みをしてまいりますのでご協力のほど、よろしくお願いたします。

次に、在宅医療連携拠点推進事業について説明させていただきます。

地域包括ケアシステムの中でも、要となる在宅医療と介護の連携に焦点をあて、地域包括ケアモデル事業に先行して、保健医療局医務国保課で実施している事業でございます。

在宅医療連携拠点推進事業は、地域包括ケアの中でも特に変わるとされている医療と介護の連携に焦点を当てて取り組む事業でございます。平成23年度・24年度に国が実施しましたモデル事業の内容を継承する形で、平成26年1月から平成27年3月までの15か月間に渡り、県内12か所の地域でモデル的に実施しており、この圏域では、尾北医師会が実施をされております。目的としましては、市町村や地区医師会等を在宅医療の連携拠点として位置づけ、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等の多職種協働による在宅医療支援体制の構築を図ることとなっております。あわせて、在宅医療に関する地域住民への普及啓発を促進することを目的としております。こうした取組により、在宅医療・介護を継ぎ目なく連携させる仕組みを面的に整備し、本県における在宅医療提供体制を構築してまいります。事業内容ですが、5つのタスクを設定して、事業に取り組んでいるのが特徴で、①「多職種連携の課題の抽出と解決策の検討」、②「在宅医療従事者の負担軽減の

支援」、③「効率的で質の高い医療提供のための多職種連携」、④「入院病床の確保及び家族の負担軽減に向けた取組み」、⑤「在宅医療に関する地域住民への普及啓発活動」です。具体的な取組みは資料記載のとおりです。

2ページ、補助事業者についてですが、12の団体が在宅医療連携拠点として、在宅医療提供体制の構築に取り組んでおり、在宅医療連携拠点の内訳は、市町村7か所、地区医師会5か所となっております。3ページをお願いします。在宅医療を推進するため、「在宅医療連携拠点推進事業」の他、「在宅医療従事者能力向上研修事業」、「ケアマネジャーのための医療知識向上推進事業」を実施しております。「在宅医療従事者能力向上研修事業」については、国立長寿医療研究センターに委託して実施しております。目的ですが、地域で中核となって在宅医療を推進する医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャーなどの在宅医療関係者や中立的な立場から医療と介護の連携に取り組む市町村職員の能力を向上し、多職種が連携する在宅医療の取組みを県内全市町村へ拡大することを目的に実施。今年度は、県内4地域に対象を分けて研修を実施中です。

今年度は、県内、今日現在4か所で実施しておりまして、3地域で研修を修了したと聞いておりますが、約300名にご参加いただいております。4ページの「ケアマネジャーのための医療知識向上推進事業」ですが、目的としましては、医療と介護の連携を担うケアマネジャーなど福祉関係者を対象に、医療に関する問題・悩みの相談、助言を行うための窓口の設置と、セミナー・ワークショップの開催により、関係者の医療知識が向上を目指すものでございまして、名古屋大学医学部地域医療支援センターに実施を委託しております。事業開始から3月までの相談窓口への相談は45件で、4月からはセミナー・ワークショップも開始しております。資料一番下には、ホームページアドレスを掲載しておりまして、随時情報を提供しております。福祉関係者の皆様方への周知につきましてご協力をお願いしたいと存じます。

最後に、本日別にお配りした「在宅医療連携拠点推進事業における補助事業者の取組状況」をお願いします。先ほどご紹介した12の補助事業者の取組みを紹介しております。

平成26年1月から6月までの半年間の補助事業者の取組状況を3か月ごとに5つの事業内容に分けて記載しております。資料2ページをお願いします。この尾張北部医療圏では、尾北医師会様に本事業の実施をお願いしております。取組状況としては、30団体からなる多職種協働在宅チーム全体会議の開催や関係事業者に対する意識調査の実施、関係事業者への報告書の配布、モデル事例ハンドブック作成に係る検討など、地域で在宅医療提供体制を構築するための取組を行っていただいております。本事業は、進捗管理や指導・助言を国立長寿医療研究センターにお願いしており、地域包括ケアモデル事業とあわせて、10月から11月頃に中間報告会、2月から3月頃に中間報告会などを予定しております。今後、改めて関係者の皆様方にご報告をさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

<p>議長</p>	<p>ただ今の報告事項について、何かご質問等ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、続きまして、報告事項4「第6期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(高齢福祉課 中西主任主査)</p>	<p>日頃より、本県の高齢福祉行政につきまして、格別なご協力をいただきましてお礼を申し上げます。それでは、「第6期愛知県高齢者健康福祉計画の策定」について、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、最初に「1 策定の目的等」についてでございます。</p> <p>この計画につきましては、総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」の2つの法定計画を一体として作成するもので、こうして作成する計画の名称を、本県では「高齢者健康福祉計画」とさせていただいているところでございます。</p> <p>計画期間につきましては、法律の規定により3年間とされておりまして、現行の第5期の計画期間が今年度末までとなっておりますので、今年度内に、平成27年度から29年度までを計画期間といたします第6期計画を策定いたします。</p> <p>この計画では市町村が定める計画に基づき、介護保険サービスごとの利用見込み量や、施設の整備目標について定めます。施設整備の申請が出てきた際には、この圏域推進会議で御審議いただくこととなりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、「2 第6期計画の位置付け」でございます。</p> <p>第5期計画では、地域包括ケアシステムを構築するために必要となります、認知症支援策の充実など、4つの重点的に取り組むべき事項について、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートさせたところでございます。そして、今回策定いたします、第6期計画以後の計画につきましては、団塊の世代と言われている方々が75歳以上となります2025年、平成37年でございますが、これに向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携などの取組を本格化していくこととされております。</p> <p>また、第6期計画では、計画期間の3年間にとどまらず、2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計しまして、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとされております。資料の右側に移りまして、「3 主なポイント」でございます。</p> <p>ここでは、第6期計画において、新規、あるいは内容の拡充を図ります主な事項をお示ししております。</p> <p>まず、「(1) 医療・介護連携等の市町村支援」でございます。</p> <p>本年6月の介護保険法の一部改正によりまして、今後は、市町村で、在宅医療・介護連携の推進に係る事業に 取り組むこととなりましたことから、市町村のこうした取組への支援、これを計画に盛り込んで参りたいと考えております。</p> <p>「(2) 認知症高齢者支援対策の推進」につきましては、認知症の人とそのご家族が安心して暮らせる地域支援体制づくりのため、認知症高齢者の見守りや家族介護者への支援の拡充を図ることとしております。特に、市町村における徘徊高齢者の捜索・見守りネットワークの構築や、認知症カフェの設置などの促進、広域的な徘徊高齢者捜索ネットワークの構築、といった施策を計画に定めることとしております。</p>

	<p>「(3) 平成37年度のサービス水準等及び介護人材等の推計」についてでございますが、介護人材等の確保につきましては、大変重要な課題となっておりますことから、今回策定します第6期計画では、市町村に推計していただきます平成37年度までの介護サービスの見込み量に基づき、県で必要となる介護人材等を把握し、計画的な人材確保、資質の向上のための施策を定めて参りたいと考えております。</p> <p>次に、「4 計画策定体制」についてでございます。</p> <p>計画の策定に当たりましては、名古屋大学の松尾副総長を委員長とします「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置しまして、御意見を伺いながら、計画の策定を進めて参ります。</p> <p>最後に、「5 策定のスケジュール」でございます。</p> <p>まず、7月23日に第1回の策定検討委員会を開催いたしました。ここでは、6期計画の基本理念や基本目標、更には計画の構成などについて、ご意見をいただいたところでございます。そして、7月28日には、計画策定に当たっての国の基本指針案が示されました。</p> <p>この基本指針に即して、愛知県、市町村は、計画を策定することとされておりまして、今後は、市町村へのヒアリングなどによりまして、市町村計画との調整を行いながら、県の施策や目標などをとりまとめた計画素案を作成しまして、12月下旬に開催予定の、第2回目の策定検討委員会にお諮りすることとしております。この後、1月下旬から、パブリックコメントを実施し、最終案を3月中旬の策定検討委員会にお諮りした後、3月下旬には、計画の策定、公表を行うこととしております。説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の報告事項について、何かご質問等ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、続きまして、報告事項5「難病対策の見直しについて」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(健康対策課 安保課長補佐)</p>	<p>愛知県保健医療局健康対策課の安保でございます。</p> <p>本日ご出席の皆様には、日頃から本県における難病対策にご尽力いただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新たな難病対策が施行されることとなっております。</p> <p>本日は、新法の概要と新制度における医療提供体制の整備等について、ご報告させていただきます。</p> <p>なお、法律は公布されたものの、対象疾患など詳細については国の方で検討中の部分が多いため、おおまかな説明となることをご了承ください。</p> <p>まず、今回の新法制定の経緯について説明させていただきます。</p> <p>昭和47年に難病対策要綱が制定されて以来、難病対策が進められてきましたが、40年以上を経過し、難病の疾患間での不公平感や現行の医療費助成制度における都道府県の超過負担、難病患者に対する総合的な対策の不足等の課題が指摘されるようになりました。</p> <p>こうした課題を前に、平成23年から厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、難病対策の改革に向けた議論が開始され、平成25年12月13日に「難病対策の改革に向けた取組について」が取りまとめられました。</p>

	<p>国はこの取りまとめに基づき、「難病の患者に対する医療等に関する法律」を平成26年通常国会へ提出し、5月23日に可決・成立。5月30日に公布されたところです。</p> <p>新法の概要については、2に挙げたとおりとなっております。</p> <p>公平かつ安定的な医療費助成制度の確立、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活整備事業の実施等の措置を講ずることにより、難病対策の充実を目指すことを趣旨としており、医療費助成を中心に対策の実施が規定されております。</p> <p>本会議に関係する事項としましては、医療提供体制の整備及び難病対策地域協議会の設置が挙げられます。医療提供体制の整備につきましては、法律には直接規定されておきませんが、第4条に基づき策定される基本方針の中で規定される予定と聞いております。正しい診断や適切な医療が行える医療提供体制を整備するという観点から、難病医療拠点病院(総合型)、難病医療拠点病院(領域型)、難病医療地域基幹病院(概ね二次医療圏に1か所)をそれぞれ都道府県知事が指定する予定となっております。資料中に疾病対策部会に提出されたイメージ図を掲載しておりますので、参考にしてください。</p> <p>続いて、難病対策地域協議会についてです。</p> <p>地域における難病患者への適切な支援を目的として、保健所を中心としたネットワークを形成するものです。新法では、「置くよう努めるものとする」と努力規定として規定されておりますが、本県においては、現在の難病患者ケア推進会議を機能強化する形で設置していきたいと考えております。</p> <p>医療提供体制の整備、難病対策地域協議会のいずれについても、今後、順次詳細が示される予定となっておりますので、詳細が判明次第、本県の対応を整理した上でご相談させていただくこととなるかと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、簡単ではございますが、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただ今の報告事項について、何かご質問等ございますか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>ないようですので、続きまして、報告事項6「第4期愛知県障害福祉計画の策定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(障害福祉課代理春日井保健所西條主査代読)	<p>報告事項の「第4期愛知県障害福祉計画の策定について」春日井保健所で簡略にご説明いたします。</p> <p>都道府県及び市町村は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める「基本指針」に即して、障害福祉計画を策定することとされており、今年度内に、平成27年度から平成29年度までの3年間の第4期愛知県障害福祉計画を策定することとなります。</p> <p>大項目2の「第4期計画の主なポイント」としまして、今年5月に示されました国の基本指針では、障害のある人が、障害福祉サービスを利用しながら、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように3つの成果目標を定めております。</p> <p>1つ目は、アの「福祉施設から地域生活への移行促進」、2つ目は、イの「精神科病院から地域生活への移行促進」、3つ目は、ウの「福祉施設から一般就労への移行促進」でございまして、それぞれの成果目標にその基本となる数値とその考え方が示されております。</p>

	<p>県では、第3期計画の達成状況を踏まえて、県の成果目標について、今後、検討してまいります。</p> <p>新規記載項目としては3項目ございます。</p> <p>最初に ① 地域生活支援拠点等の整備でございます。これは、24時間の相談受付と緊急時の受入を可能とするため、グループホーム等の居住支援機能とコーディネーター等の相談支援機能を組み合わせた「地域生活支援拠点」を、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つ整備するというものでございます。</p> <p>各自治体で拠点について検討していただき、それぞれの市町村の障害福祉計画にあげていく必要がございますので、各自治体のみなさまよろしくお願いたします。</p> <p>続きまして② 障害児支援体制の整備でございます。</p> <p>これは、児童福祉法に基づきまして、障害児支援提供体制について、必要な整備を行っていくというものであります。</p> <p>続きまして③ PDCAサイクルの導入でございます。</p> <p>少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて計画を見直すというものであります。</p> <p>4の「スケジュール」につきましては、記載のとおりですが、今後、5月に示されました国の基本指針をふまえ、各市町村への障害者・障害児サービス見込量等の調査や、ヒアリングを行わせていただいて、計画の策定を進めてまいりますので、各市町の皆様、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、審議会における委員の皆様の御審議、パブリックコメントの実施等を通じまして県民の皆様方のご意見を反映し、3月下旬には計画の策定、公表の予定でございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今の報告事項について、何かご質問等ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>ないようですので、続きまして、報告事項7「平成26年度認知症等普及啓発シンポジウムについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(春日井保健所次長)	<p>概要を申し上げます。資料8をご覧ください。本年11月8日(土)の午後1時30分から春日井市民会館におきまして、平成26年度認知症等普及啓発シンポジウムを開催します。主催は春日井保健所で、春日井市、小牧市には共催をお願いしております。また、春日井市、小牧市の三師会の皆様と尾張北部医療圏認知症疾患医療センター、医療法人晴和会あさひが丘ホスピタルには後援をお引き受けいただき、開催に向けて準備を進めております。内容につきましては、基調講演を国立長寿医療研究センターの鷲見先生をお願いしております。そして、シンポジウムとして「認知症になっても地域で安心して認知症になっても地域で安心して暮らすために」をテーマとして予定しておりますので、皆様にも広報させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただ今の報告事項について、何か御質問等ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。続いて、報告事項8「愛知県地域保健医療計画の別表の更新について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(春日井保健所西條主査)</p>	<p>資料9をお願いします。まず、別表について簡単にご説明させていただきます。この「別表」は、本日お配りしてございます愛知県地域保健医療計画の別冊という形で添付されているものです。5疾病5事業について必要とされる医療機能を明らかにして、具体的にはその機能を担う医療機関名を掲載しているものでございます。今回は、分娩の実施状況等の調査結果による更新などについて報告させていただくものです。</p> <p>資料に戻ります。まず、</p> <p>5「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名の更新です。春日井市の渡辺整形外科さんが、平成25年12月3日届出、平成26年1月1日撤回をされましたので、削除いたしました。</p> <p>続きまして、裏面をご覧ください。7「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名の更新です。昨年度の調査では、健診のみを実施している医療機関に名古屋徳洲会病院を計上しておりませんでした。今年度の6月の調査で、健診を行っているとのことでしたので、記載いたしました。また、犬山市の坂下クリニックにつきましては、平成25年8月31日廃止、9月2日届出をしておりますので、削除いたしました。</p> <p>最後に次のページの11 地域医療支援病院として承認された医療機関名でございます。昨年度医療計画を見直したことにより、地域医療支援病院を別表に新たに計上したことによるもので、この地域は春日井市民病院が該当しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の報告事項について、何か御質問等ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。その他、事務局から何かございますか。</p>
<p>司会(次長)</p>	<p>最後になりましたが、本日、次第にはございませんが、本日、別にお配りさせていただきました「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」についてお時間をいただきまして報告がありますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>事務局(医療福祉計画課 上田課長補佐)</p>	<p>本日別にお配りしました「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」について説明させていただきます。資料上段の2つ目の○のところをお願いします。皆様ご存じのことと思いますが、本年6月の医療法等の改正によりまして、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、「新たな財政支援制度」創設されたところでありまして、今年度の予算を904億円としております。○の3つめをお願いします。各都道府県におきましては、消費税増収分を財源として、基金を設置し、計画に基づき事業を実施していくものであります。まず、医療を対象として平成26年度は実施します。介護につきましては、来年度実施となります。今年度の対象事業は、資料右の新たな財政支援制度の対象事業が3つありまして、これを3本柱とっておりますが、1病床の機能分化・連携のために必要な事業、2つめは、在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業、3つめは医療従事者等の確保・養成のための事業となっております。</p>

	<p>ます。</p> <p>今後のスケジュールは、資料2ページになります。</p> <p>今月末、計画の素案を県のホームページに掲載し、ご意見を募集してまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、9月に計画案を国へ提出、10月に国から都道府県へ交付額が内示され、11月に正式な計画を国へ提出。12月の県議会に基金設置条例案と補正予算案を提出する予定です。以上のように進めていくこととしておりますので、本日はまだ素案が出せませんが、県のホームページをご覧いただき、ご意見等があれば所定の様式でご提出いただければと存じます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして、本日予定されていた議題等は全て終了いたしました。</p> <p>議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>では、事務局の方にマイクをお返しします。</p>
司会(次長)	<p>長時間にわたりありがとうございました。</p> <p>本日の会議の結果につきましては、事務局から県の健康福祉部へ報告させていただきたいと存じます。</p> <p>また、保健所のホームページの方にも本日の会議録を、掲載させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。</p> <p>では、以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>